

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2018年4月10日提出
【ファンド名】	T A A株50ポートフォリオ T A A株100ポートフォリオ
【発行者名】	ニッセイアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 西 啓介
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号
【事務連絡者氏名】	投資信託企画部 茶木 健
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号
【電話番号】	03 - 5533 - 4608
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【提出理由】

契約型追加型証券投資信託「TAA株50ポートフォリオ」、「TAA株100ポートフォリオ」（以下、それぞれのファンドを「各ファンド」ということがあります）について、信託終了（繰上償還）にかかる手続きを開始することを決定しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項に基づく特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第2項第14号の規定にしたがい本臨時報告書を提出するものです。

2【報告内容】

イ．信託終了（繰上償還）の年月日

2018年6月27日（予定）

各ファンドの信託終了（繰上償還）の手続きにおいて、各ファンド毎に、異議申立てされた受益者の受益権の合計口数が2018年4月11日現在の各ファンドの受益権総口数の2分の1を超えない場合、信託を終了（繰上償還）します。

ロ．信託終了（繰上償還）にかかる決定に至った理由

各ファンドは1996年12月11日より運用を開始し、国内の株式、公社債および短期金融資産へ投資を行ってまいりましたが、2018年3月9日現在の受益権口数は、TAA株50ポートフォリオが約0.7億口、TAA株100ポートフォリオが約2.6億口であり、今後も減少傾向が継続した場合、信託約款に定められた運用方針に則った運用が困難になることが予想されます。このまま運用を継続するより、繰上償還を選択することが受益者様にとって有利であると判断し、信託期間中ではありますが、信託終了（繰上償還）を行うことにつきご提案させていただくものいたしました。

ハ．信託終了（繰上償還）に関する情報の受益者への提供または公衆縦覧

2018年4月11日現在の各ファンドの知られたる受益者に対して、信託終了（繰上償還）に関する情報を記載した書面を交付いたします。

委託会社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）のホームページ（<http://www.nam.co.jp/>）に信託終了（繰上償還）に関するお知らせ（公告）を掲載いたします。